



2021年5月25日

各 位

社 名 日本アジア投資株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 下村 哲朗
(コード番号 8518 東証一部)
問い合わせ先 執行役員 岸本 謙司
T E L 03(3221)8518

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の株主総会付議に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する議案を、2021年6月25日開催予定の第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）に関する議案を株主総会に付議する理由

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下同じ。）の報酬等の額について、2015年6月25日開催の第34期定時株主総会においてご承認いただいた内容は、年額報酬を210百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、この範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行することです。今日においても、当該内容に変更はありません。

今般、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、ストック・オプションとしての新株予約権に関して、株主総会の決議で定めるべき事項が明確に定められました。具体的には、株式会社が一定の事由が生じたことを条件として新株予約権を取得することができることとするときは、その旨及び当該事由の内容の概要に関し株主総会決議をいただくことが必要となりました。

そのため、当社の発行する当該株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容についても一部修正し、改めて株主総会に付議するものです。当該修正箇所は「3. スtock・オプションとしての新株予約権の内容（7）新株予約権の取得に関する事項」（下線部分）のみです。それ以外の箇所は、既に株主総会でご承認いただいている内容と同一です。ただし、「3. スtock・オプションとしての新株予約権の内容（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数」については、2015年10月1日付で実施した株式併合を反映し、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（下線部分）を1,000株から100株に変更しています。

2. 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を付与する理由

取締役に対する報酬制度に関して当社の業績や株式価値との連動性を強め、取締役が株価上昇によるメリットを株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

なお、当社は、2004年6月24日開催の第23期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。当株式報酬型ストック・オプションは、役員退職慰労金制度に代わる退任時の報酬です。具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬

(以下「ストック・オプション報酬」という。)を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものです。ストック・オプション報酬額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。よって、当該株式報酬型ストック・オプションは、有利発行に該当しません。

なお、当社は、社内規程により取締役のうち社外取締役を、ストック・オプション報酬の支給対象者から除いています。そのため、当社の現在の取締役は3名ですが、このうち当該株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与対象となる取締役の員数は2名です。

3. スtock・オプションとしての新株予約権の内容

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容は、下記の通りです。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は126個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整し、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会で承認された場合)、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとする。

② 新株予約権者が、当社取締役会決議又は同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(8) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとする。

以上